

随意契約の結果

【令和2年5月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構九州支社

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	〔社名表記〕 内訳(品目・要明細等)	〔契約番号〕	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再販職員数	公益法人の場合			備考
												公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
マリラックス室見403号室 賃貸借契約（R2.6～）			分任契約担当役 九州支社 総務部長 篠沢 嶋雄 福岡県福岡市中央区長浜2-2-4	令和2年5月14日	(株)アイズ 福岡県福岡市博多区博多駅南1-3-8	8290001011209	1,395,800円	1,395,000円	99.9%	本契約は九州支社職員用の借上げ宿舎の調達に係る契約である。選定にあたっては内部基準による審査のうえ、勤務地へ交通至便な場所であることから、会計規定第1条第3項第1条に基づき当該物件の所有者と随意契約を行ったものである。	-				
モンレーヴ西新II202号室 賃貸借契約（R2.6～）			分任契約担当役 九州支社 総務部長 篠沢 嶋雄 福岡県福岡市中央区長浜2-2-4	令和2年5月14日	(有)兼不動産 福岡県福岡市早良区室見4-24-25	5290002007497	1,569,267円	1,569,267円	100.0%	本契約は九州支社職員用の借上げ宿舎の調達に係る契約である。選定にあたっては内部基準による審査のうえ、勤務地へ交通至便な場所であることから、会計規定第1条第3項第1条に基づき当該物件の所有者と随意契約を行ったものである。	-				
第二古門戸ミツヤビル303号室 賃貸借契約（R2.6～）			分任契約担当役 九州支社 総務部長 篠沢 嶋雄 福岡県福岡市中央区長浜2-2-4	令和2年5月14日	中市興産(株) 福岡県福岡市博多区古門戸町3-25	8290001015077	1,287,000円	1,287,000円	100.0%	本契約は九州支社職員用の借上げ宿舎の調達に係る契約である。選定にあたっては内部基準による審査のうえ、勤務地へ交通至便な場所であることから、会計規定第1条第3項第1条に基づき当該物件の所有者と随意契約を行ったものである。	-				
SEALS808号室 賃貸借契約（R2.6～）			分任契約担当役 九州支社 総務部長 篠沢 嶋雄 福岡県福岡市中央区長浜2-2-4	令和2年5月14日	(株)三好不動産 福岡県福岡市中央区今川1-1-1	4290001010684	1,463,020円	1,463,020円	100.0%	本契約は九州支社職員用の借上げ宿舎の調達に係る契約である。選定にあたっては内部基準による審査のうえ、勤務地へ交通至便な場所であることから、会計規定第1条第3項第1条に基づき当該物件の所有者と随意契約を行ったものである。	-				
ミノールN302号室 賃貸借契約（R2.6～）			分任契約担当役 九州支社 総務部長 篠沢 嶋雄 福岡県福岡市中央区長浜2-2-4	令和2年5月14日	(株)三好不動産 福岡県福岡市中央区今川1-1-1	4290001010684	1,440,833円	1,440,833円	100.0%	本契約は九州支社職員用の借上げ宿舎の調達に係る契約である。選定にあたっては内部基準による審査のうえ、勤務地へ交通至便な場所であることから、会計規定第1条第3項第1条に基づき当該物件の所有者と随意契約を行ったものである。	-				
第5高島ヨーボ507号室 賃貸借契約（R2.6～）			分任契約担当役 九州支社 総務部長 篠沢 嶋雄 福岡県福岡市中央区長浜2-2-4	令和2年5月14日	ハッピーハウス(株) 福岡県福岡市博多区住吉4-3-2	1290001015827	1,548,550円	1,548,550円	100.0%	本契約は九州支社職員用の借上げ宿舎の調達に係る契約である。選定にあたっては内部基準による審査のうえ、勤務地へ交通至便な場所であることから、会計規定第1条第3項第1条に基づき当該物件の所有者と随意契約を行ったものである。	-				
ナジェスタ大濠403号室 賃貸借契約（R2.6～）			分任契約担当役 九州支社 総務部長 篠沢 嶋雄 福岡県福岡市中央区長浜2-2-4	令和2年5月14日	(株)今山不動産 福岡県福岡市福岡市城南区七隈4-6-11	7290001030671	1,536,873円	1,536,873円	100.0%	本契約は九州支社職員用の借上げ宿舎の調達に係る契約である。選定にあたっては内部基準による審査のうえ、勤務地へ交通至便な場所であることから、会計規定第1条第3項第1条に基づき当該物件の所有者と随意契約を行ったものである。	-				